

○小城市過疎地域空き家改修費助成事業補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 25 日

告示第34号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号。以下「法」という。）第 8 条に基づき策定した小城市過疎地域持続的発展計画を実施するため、法第 2 条に基づく小城市内（以下「市内」という。）の過疎地域の空き家を活用し、定住促進及び地域の活性化を図るため、小城市空き家情報登録制度実施要綱（平成24年小城市告示第34号）第 1 条に規定する空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）に登録された空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した者が行う当該空き家の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域 法第 2 条に該当する市内の区域をいう。
- (2) 空き家 個人が居住を目的として建築又は購入し、若しくは取得し、現に居住していない市内に存在する建築物のうち適切な管理が行われている一戸建て住宅及びその敷地（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 一戸建て住宅 一戸建ての専用住宅及び併用住宅（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。）をいう。ただし、その敷地内の一戸建て住宅以外の物置、車庫その他の別棟の建築物を除

く。

(4) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。

(5) 改修工事 居住の用に供する部分の住宅機能や性能を維持・向上させるために行う空き家の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等の工事、空き家の一部を増築（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを除く。）又は改築する工事及び下水道等若しくは市営浄化槽への接続工事又は家庭用浄化槽の設置工事（台所、浴槽、便所等水回りの汚水を全て排水処理する工事に限る。）をいう。

(6) 県内業者 佐賀県内に所在地を有する個人事業者及び佐賀県内に本店を有する法人をいう。

（補助対象となる空き家）

第3条 補助金の交付対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付申請日において空き家バンクに登録されていること。

(2) 小城市下水道条例（平成17年小城市条例第162号）若しくは小城市農業集落排水処理施設条例（平成17年小城市条例第142号）に規定する処理区域内又は小城市市営浄化槽条例（平成25年小城市条例第14号）に規定する事業区域内の空き家については、既に下水道若しくは農業集落排水（以下「下水道等」という。）若しくは市営浄化槽への接続若しくは家庭用浄化槽を設置し、又は改修工事において下水道等若しくは市営浄化槽への接続するものであること。

(3) 既に住宅用火災警報器を設置し、又は改修工事において新たに住宅用火災警報器を設置するものであること。

(4) 過去にこの告示による補助金の交付対象となっていない空き家であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 空き家バンクに登録された空き家を購入又は賃借した者

(2) 空き家バンクに賃貸を目的とした空き家を登録し、かつ、入居者が決定している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) この告示の施行の日前に空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、工事請負契約等を締結し、改修工事を行う者

(2) 補助金の交付申請日において、空き家の売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して6月を経過した者

(3) 宅地建物取引業を営む者

(4) 公共工事の施工に伴う移転補償費を受ける者

(5) 市税又は国民健康保険税を滞納している者

(6) 3親等以内の親族間において、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した者

(7) 別荘（専ら保養の用に供するものをいう。）として利用する者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 過去にこの告示による補助金の交付を受けている者

(10) 過去にこの告示による補助金等交付取消通知を受けた者（同一世帯者を含む。）

(1 1) 小城市空き家改修費助成事業補助金を受けた者又は受ける予定の者

(1 2) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
(補助対象事業等及び補助金の額)

第5条 事業の区分及び補助金の交付対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は別表のとおりとし、補助金の額は同表に掲げる金額の合計額とする。

2 次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は、補助対象事業費から除外する。

(1) 一戸建て住宅以外の物置、車庫その他の別棟の改修工事

(2) 空き家の解体、除却、シロアリ駆除のみを行う工事

(3) 太陽光発電設備の設置工事

(4) 庭園・造園、修景施設、門・塀等の外構工事

(5) カーテン、家具、書庫、OA機器等の購入、設置

(6) ルームエアコンの設置、更新又は修繕工事

(7) 屋外広告物等の設置、更新又は修繕工事

(8) 点検、清掃、消耗品の交換又は故障修理

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事
(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書は、必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

3 第1項の補助金等交付申請書の提出期限は、補助対象事業に着手する前までとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲

げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 所有者等は、補助金の額の確定の日から起算して5年未満に改修工事した空き家を譲渡、交換又は取り壊さないこと。
- (3) 賃借人として交付を受けた者は、補助金の額の確定の日から起算して5年未満に改修工事した空き家を退去、転出又は転居しないこと。
- (4) 賃貸人として交付を受けた者は、補助金の額の確定の日から起算して5年間は、空き家バンクに登録すること。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(補助金の交付決定)

第8条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第5号のとおりとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更（中止・廃止）承認申請書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の補助金等変更（中止・廃止）承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

- (1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- (2) 変更内容が確認できる見積書等の写し（工事内容等の内訳明細が分かるものを含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の変更)

第10条 規則第9条第3項に規定する補助金等変更（中止・廃止）決定通知書は、様式第7号のとおりとする。

(実績報告)

第 1 1 条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第 8 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績 (様式第 9 号)

(2) 工事請負契約書、請求書及び領収書の写し (工事内容等の内訳明細が分かるものを含む。)

(3) 建物の工事完了後の全体及び工事施工箇所の写真

(4) 施工業者発行の改修工事完了証明書 (様式第10号)

(5) 居住予定者の世帯全員の住民票の写し (転入後又は転居後)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書は、補助対象事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 規則第14条に規定する補助金等交付確定通知書は、様式第11号のとおりとする。

(補助金の請求)

第 1 3 条 規則第16条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 12号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付請求書の提出期限は、前条の通知があった日から30日以内とする。

(補助金の返還等)

第 1 4 条 規則第17条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等交付取消通知書 (様式第13号) により通知するものとする。

2 規則第19条の規定により補助金の返還を命じるときは、補助金等返還命令書 (様式第14号) により通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命じる金額は、第7条第1号に違反した場合は全額を、同条第2号又は第3号若しくは第4号に違反した場合は補助金の額の確定後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 補助金の5分の4の額
- (3) 2年を超え3年以内 補助金の5分の3の額
- (4) 3年を超え4年以内 補助金の5分の2の額
- (5) 4年を超え5年未満 補助金の5分の1の額
- (その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の区分	補助対象事業費	補助金額
空き家の改修工事	県内業者が施工する空き家の改修工事に係る経費（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）が1戸当たり50万円以上	補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。
備考	1 国、県又は市の他の制度による補助金等を受けることとなった経費は、補助対象事業費から除外する。 2 一戸建て住宅のうち併用住宅の改修工事にあつては、補助対象事業費は居住の用に供する部分とする。ただし、補助対象事業費のうち居住の用に供する部分に係る経費が明らかでない場合においては、居住の用に供する部分の面積であん分して得た額とする。 3 補助金額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを	

切り捨てるものとする。

4 補助対象事業は、1戸につき1回限りとする。